

## 議案第 105 号

甲府市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について  
甲府市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）の規定に基づく事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

### (手数料)

第 3 条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第 5 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- (2) 法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- (3) 法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定

の申請に対する審査 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

- (4) 法第8条第1項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (5) 法第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (6) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料
- (7) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（法第9条第1項又は第3項の規定に基づく変更に限る。）の認定の申請に対する審査 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (8) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料
- (9) 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 住宅の容積率の特例許可申請手数料
- (10) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条第1項の規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（旧法第9条第1項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査 旧法の規定に基づく認定を受けている住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (11) 旧法第8条第1項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（旧法第9条第1項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査 旧法の規定に基づく認定を受けている住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (12) 旧法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（旧法第9

条第1項の規定に基づく変更に限る。)の認定の申請に対する審査 旧法の規定に基づく認定を受けている住宅の譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

(13) 旧法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 旧法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料

2 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、別表第1に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額（法第6条第2項の規定による申出をする場合は、甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）第28条の2第1項（昇降機に係る部分を除く。）及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額（以下「確認申請に係る手数料相当額」という。）を加えた額）とする。

3 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、別表第2に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額（法第6条第2項の規定による申出をする場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）とする。

4 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、別表第3に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額とする。

5 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 別表第1に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額の2分の1に相当する額

(2) 改正法附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 別表第4に掲げる住宅の区分（一戸建ての住宅を除く。）に応じ、同表に定める額

6 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額

は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 別表第2に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額の2分の1に相当する額

(2) 改正法附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合 別表第5に掲げる住宅の区分（一戸建ての住宅を除く。）に応じ、同表に定める額

7 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、別表第3に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額の2分の1に相当する額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

8 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、1件につき2,000円とする。

9 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の額は、1件につき2,000円とする。

10 住宅の容積率の特例許可申請手数料の額は、1件につき175,000円とする。

11 旧法の規定に基づく認定を受けている住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、別表第4に掲げる住宅の区分に応じ、同表に定める額（旧法第8条第2項において準用する旧法第6条第2項の規定による申出をする場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

12 旧法の規定に基づく認定を受けている住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、別表第5に掲げる

住宅の区分に応じ、同表に定める額（旧法第8条第2項において準用する旧法第6条第2項の規定による申出をする場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

13 旧法の規定に基づく認定を受けている住宅の譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、1件につき2,000円とする。

14 旧法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料の額は、1件につき2,000円とする。

（手数料の納付時期）

第4条 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

（手数料の不還付）

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。

（手数料の減免）

第6条 市長は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（過料）

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（甲府市手数料条例の一部改正）

2 甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第35号から第40号の6までを削る。

（甲府市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の甲府市手数料条例第2条第1項及び別表第35号から第40号の6までの規定によりなされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

| 住宅の区分                 | 申請に併せて確認書等（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）をいう。以下同じ。）を提出する場合 | 申請に併せて確認書等を提出しない場合 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 一戸建ての住宅               | 17,000円                                                                                                                                                                  | 53,000円            |
| 総戸数が5戸以内の共同住宅等        | 27,000円                                                                                                                                                                  | 118,000円           |
| 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等  | 43,000円                                                                                                                                                                  | 185,000円           |
| 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 | 68,000円                                                                                                                                                                  | 363,000円           |
| 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 | 105,000円                                                                                                                                                                 | 645,000円           |
| 総戸数が50戸を超え100戸        | 156,000円                                                                                                                                                                 | 1,105,000円         |

|                         |          |            |
|-------------------------|----------|------------|
| 以内の共同住宅等                |          |            |
| 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等 | ２６１，０００円 | ２，０４３，０００円 |
| 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等 | ３３０，０００円 | ２，９２０，０００円 |
| 総戸数が３００戸を超える共同住宅等       | ３７５，０００円 | ３，５８０，０００円 |

別表第２（第３条関係）

| 住宅の区分                   | 申請に併せて確認書等を提出する場合 | 申請に併せて確認書等を提出しない場合 |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 一戸建ての住宅                 | ２７，０００円           | ８０，０００円            |
| 総戸数が５戸以内の共同住宅等          | ４１，０００円           | １７８，０００円           |
| 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等    | ６３，０００円           | ２７９，０００円           |
| 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等   | １０１，０００円          | ５４４，０００円           |
| 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等   | １５７，０００円          | ９６８，０００円           |
| 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等  | ２３３，０００円          | １，６５９，０００円         |
| 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等 | ３９１，０００円          | ３，０６５，０００円         |
| 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等 | ４９５，０００円          | ４，３８１，０００円         |
| 総戸数が３００戸を超える共同住宅等       | ５６２，０００円          | ５，３６９，０００円         |

別表第３（第３条関係）

| 住宅の区分   | 申請に併せて確認書等を提出する場合 | 申請に併せて確認書等を提出しない場合 |
|---------|-------------------|--------------------|
| 一戸建ての住宅 | ２６，０００円           | ８０，０００円            |

|                         |          |            |
|-------------------------|----------|------------|
| 総戸数が５戸以内の共同住宅等          | ４１，０００円  | １７５，０００円   |
| 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等    | ６３，０００円  | ２７６，０００円   |
| 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等   | １００，０００円 | ５３８，０００円   |
| 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等   | １５５，０００円 | ９５８，０００円   |
| 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等  | ２３１，０００円 | １，６４２，０００円 |
| 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等 | ３８８，０００円 | ３，０３３，０００円 |
| 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等 | ４８９，０００円 | ４，３３５，０００円 |
| 総戸数が３００戸を超える共同住宅等       | ５５７，０００円 | ５，３１４，０００円 |

別表第４（第３条関係）

| 住宅の区分                   | 申請に併せて確認書等を提出する場合 | 申請に併せて確認書等を提出しない場合 |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 一戸建ての住宅                 | ７，０００円            | ２５，０００円            |
| 総戸数が５戸以内の共同住宅等          | １２，５００円           | ５８，０００円            |
| 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等    | １９，５００円           | ９１，５００円            |
| 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等   | ３２，０００円           | １８０，０００円           |
| 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等   | ５０，５００円           | ３２１，０００円           |
| 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等  | ７６，５００円           | ５５１，５００円           |
| 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等 | １２９，０００円          | １，０２０，０００円         |

|                         |          |            |
|-------------------------|----------|------------|
| 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等 | １６３，５００円 | １，４５８，５００円 |
| 総戸数が３００戸を超える共同住宅等       | １８６，０００円 | １，７８８，０００円 |

別表第５（第３条関係）

| 住宅の区分                   | 申請に併せて確認書等を提出する場合 | 申請に併せて確認書等を提出しない場合 |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 一戸建ての住宅                 | １１，０００円           | ３７，５００円            |
| 総戸数が５戸以内の共同住宅等          | １８，５００円           | ８６，５００円            |
| 総戸数が５戸を超え１０戸以内の共同住宅等    | ２９，５００円           | １３７，５００円           |
| 総戸数が１０戸を超え２５戸以内の共同住宅等   | ４８，５００円           | ２７０，０００円           |
| 総戸数が２５戸を超え５０戸以内の共同住宅等   | ７６，５００円           | ４８２，０００円           |
| 総戸数が５０戸を超え１００戸以内の共同住宅等  | １１４，５００円          | ８２７，５００円           |
| 総戸数が１００戸を超え２００戸以内の共同住宅等 | １９３，５００円          | １，５３０，５００円         |
| 総戸数が２００戸を超え３００戸以内の共同住宅等 | ２４５，５００円          | ２，１８８，０００円         |
| 総戸数が３００戸を超える共同住宅等       | ２７９，０００円          | ２，６８２，５００円         |

#### 提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。